

第5章

地域生活への移行や就労支援等に関する成果目標、 障害福祉サービス等の必要な量（活動指標）の見込み等に関すること

（第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画）

1 成果目標 令和8年度

障がいのある人の自立支援の観点から、令和8年度を目標年度とする障害福祉計画と障害児福祉計画において、地域生活への移行や就労支援等に関する目標として、次に掲げる事項に係る目標（以下「成果目標」という。）を設定します。

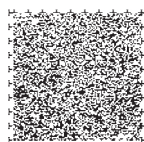
なお、成果目標は、国が定める基本指針や本県のこれまでの実績、現状等を踏まえて設定することとします。

成果目標1 施設入所している障がい者の地域生活への移行に関すること

令和4年度末の入所者数 2,173 人のうち、167 人（7.7%）の地域生活への移行及び 149 人（6.9%）の入所者数の減少を見込みます。

令和4年度末施設入所者数	2,173 人
--------------	---------

項目	目標 令和8年度末
入所施設から 地域生活への移行者数	167 人（令和4年度入所者の 7.7%） ※令和5年～8年度の累計
施設入所者数の減少数	149 人（令和4年度入所者の 6.9%） ※令和5年～8年度の累計



成果目標 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に関すること

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築や、地域における保健医療体制の基盤整備を進め、目標の達成を目指します。

(1) 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数

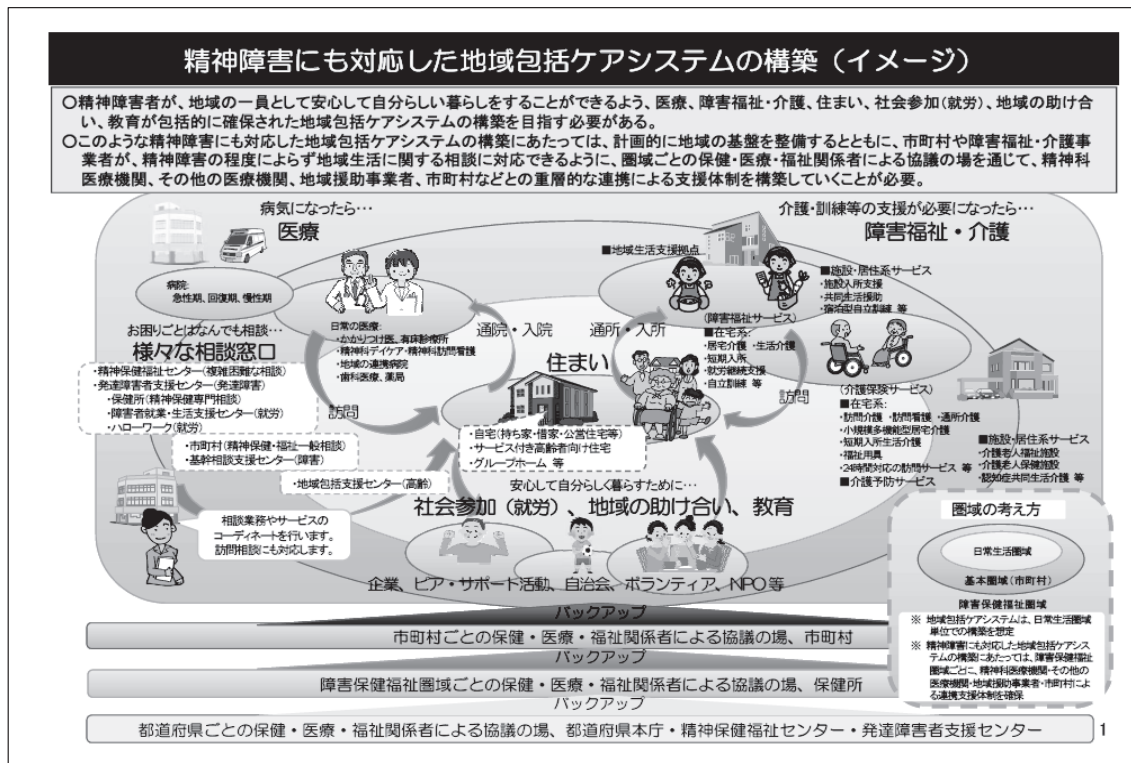
項目	直近の実績 令和2年度	目標 令和8年度
精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	325.3日	325.3日以上

(2) 精神病床における1年以上長期入院患者数

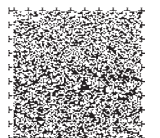
項目	実績 令和4年度	目標 令和8年度
入院期間が1年以上である長期入院患者数(65歳以上)	1,303人	1,190人
入院期間が1年以上である長期入院患者数(65歳未満)	802人	737人

(3) 精神病床における早期退院率

項目	直近の実績 令和元年度	目標 令和8年度
入院後、3か月時点の退院率	68.6%	68.9%以上
入院後、6か月時点の退院率	83.4%	84.5%以上
入院後、1年時点の退院率	90.9%	91.0%以上



(厚生労働省資料)



成果目標3 地域生活支援の充実に関すること

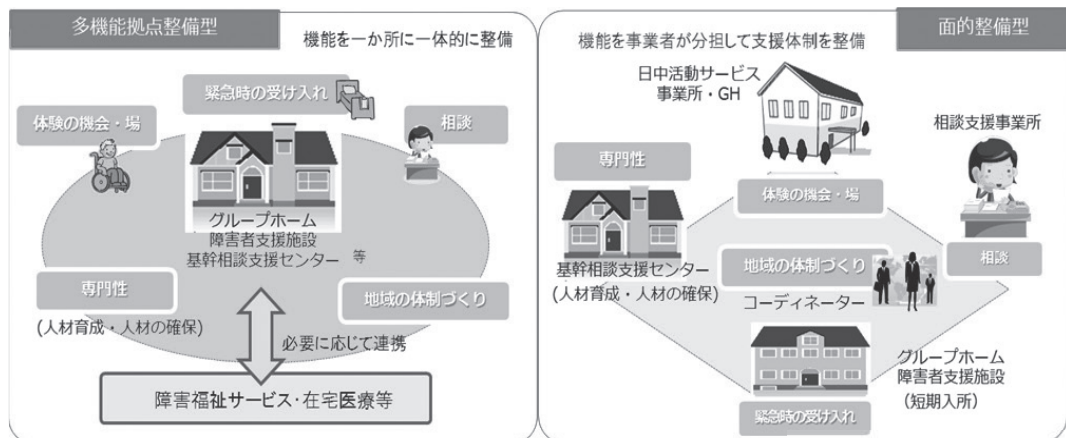
(1) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実に関すること

本県では、第4期から第6期の障害福祉計画において、圏域を単位として地域生活支援拠点等の整備と体制の充実・強化を行ってきました。

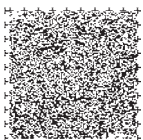
今後は、未整備町村における整備を支援するとともに、コーディネーターの役割を担う者が中心となって運用状況等の評価が定期的に行われ、その情報の公表を通じて機能の充実・強化が図られるよう、市町村（圏域）の取組を支援します。

圏域名	実績（令和4年度）			目標（令和8年度）		
	整備体制	拠点数	検証等回数	拠点数	検証等回数	コーディネーター配置数
佐久	圏域で面的整備型にて運用	1箇所	年2回	1箇所	年2回	1人
上小	圏域で面的整備型にて運用	1箇所	年3回	1箇所	年3回	1人
諏訪	圏域で面的整備型にて運用	1箇所	年7回	1箇所	年4回	1人
上伊那	圏域で面的整備型にて運用	1箇所	年5回	1箇所	年5回	1人
飯伊	圏域で面的整備型にて運用	1箇所	年2回	1箇所	年2回	1人
木曾	圏域で面的整備型にて運用	1箇所	年6回	1箇所	年6回	0.5人
松本	圏域で面的整備型にて整備	1箇所	年4回	1箇所	年4回	7人
大北	圏域で面的整備型にて運用	1箇所	年1回	1箇所	年1回	1人
長野	・長野市で面的整備型にて運用 ・千曲・坂城地域で面的整備型にて運用 ・須高地域で面的整備型にて運用	3箇所	年15回	4箇所	年15回	4人
北信	圏域で併用型（多機能拠点整備型及び面的整備型）により運用	1箇所	年12回	1箇所	年12回	2人

地域生活支援拠点等のイメージ



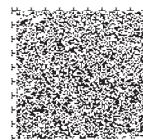
(厚生労働省資料一部抜粋)



(2) 強度行動障がい者の支援の充実に関すること

圏域ごとにアンケート調査等の実施により、強度行動障がい者の支援ニーズを把握し、支援ニーズに基づく支援体制の整備を推進します。

圏域名	目標（支援ニーズの把握と支援体制の整備）
佐 久	市町村においてアンケート等によりニーズを把握し、圏域で支援体制を整備
上 小	市町村においてアンケート等によりニーズを把握し、圏域で支援体制を検討及び整備を推進
諏 訪	圏域で実施したアンケート調査で把握したニーズに基づき、地域課題の整理、専門的人材の育成、地域資源の開発を実施
上伊那	圏域において特別支援学校や相談支援専門員連絡会を通じてニーズを把握し、圏域で支援体制を整備
飯 伊	圏域において障害者支援区分認定調査の結果等により支援ニーズを把握し、専門職による相談・支援体制を確保
木 曾	圏域内でニーズが確認された場合、圏域（自立支援協議会等）で支援体制を構築
松 本	圏域において聞き取り調査等によりニーズを把握し、圏域全体で共有、連携体制を図り、支援体制を整備
大 北	圏域で自立支援協議会を活用し連携体制を構築
長 野	圏域においてアンケート等によりニーズを把握し、圏域で支援体制を整備
北 信	圏域で自立支援協議会各部会活動等によりニーズを把握し、圏域で支援体制を整備



成果目標4 福祉施設から一般就労への移行等に関すること

- (1) 福祉施設から一般就労への移行者数*
令和3年度の314人から令和8年度に455人(1.45倍)を目指します。
- (2) 就労移行支援事業から一般就労への移行者
令和3年度の172人から令和8年度に238人(1.38倍)を目指します。
- (3) 就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数
令和3年度の51人から令和8年度に88人(1.73倍)を目指します。
- (4) 就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数
令和3年度の81人から令和8年度に109人(1.35倍)を目指します。

項目	実績 令和3年度	目標 令和8年度
福祉施設から一般就労への移行者数	314人	455人
就労移行支援事業から一般就労への移行者	172人	238人
就労継続支援A型事業から一般就労への移行者	51人	88人
就労継続支援B型事業から一般就労への移行者	81人	109人

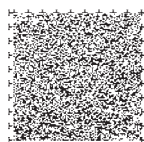
- (5) 就労移行支援利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所
標記事業所が、就労移行支援事業所の50%以上になることを目指します。

項目	目標 令和8年度
就労移行支援利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所の割合	50%以上

- (6) 地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制の構築
自立支援協議会の就労支援部会の場を活用し、地域就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制の構築を目指します。

- (7) 就労定着支援事業の利用者数
令和3年度の97人から令和8年度に181人(1.87倍)を目指します。

項目	実績 令和3年度	目標 令和8年度
就労定着支援事業の利用者数	97人	181人

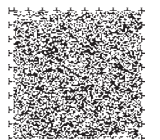


(8) 就労定着支援利用終了後一定期間の就労定着率*が7割以上の事業所の割合
標記事業所の割合が、25%以上になることを目指します。

項 目	目標 令和8年度
就労定着支援利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上の事業所の割合	25%以上

※福祉施設から一般就労への移行者数：ここでいう福祉施設とは、就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練を行う事業を指す。

※就労定着率：過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合。



成果目標 5 障がい児支援の提供体制の整備等に関すること

児童発達支援センター、保育所等訪問支援、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスについて、圏域ごとに全ての市町村において利用できる体制の整備を目指します。

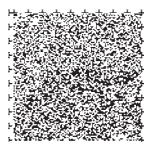
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターを中核機関として、保育所等に対し、専門的支援や助言を行う体制や、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用し、連携・協力しながら支援を行う体制づくりを目指します。

県及び圏域ごとに設置されている医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の体制を維持するとともに、圏域医療的ケア児等コーディネーター*の全圏域配置を目指します。

難聴児支援の中核的機能を有する「長野県難聴児支援センター」*の体制を維持します。

障害児入所施設からの移行調整については、県が移行協議の場を設置し、児童相談所・相談支援事業所・障害児入所施設・市町村などの関係者がそれぞれの役割を果たしながら連携し、障害児入所施設に入所する児童の成長後を見据えて、大人にふさわしい環境への移行を図ります。

項目	実績 令和4年度	目標 令和8年度
児童発達支援センターの設置	5圏域で体制を整備	圏域ごとに全ての市町村において利用できる体制を整備・充実
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	8圏域で体制を整備	圏域ごとに全ての市町村において利用できる体制を整備・充実
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制	—	圏域ごとに全ての市町村において、推進体制の整備・充実
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	7圏域で体制を整備	圏域ごとに全ての市町村において利用できる体制を整備・充実
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	7圏域で体制を整備	圏域ごとに全ての市町村において利用できる体制を整備・充実
医療的ケア児等支援センターの設置、医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	<ul style="list-style-type: none"> ・県に医療的ケア児等支援センター設置 ・協議の場を県及び10圏域に設置 ・コーディネーターを県に2人配置及び3圏域・1地域・1市町村に計8人配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・県医療的ケア児等支援センターを維持 ・県及び圏域ごとに設置した協議の場を継続 ・コーディネーターを県及び全ての圏域が配置
県において難聴児支援のための中核機能を有する体制の構築	長野県難聴児支援センターを設置済	現在の体制を維持
障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場の設置	—	県が移行調整の協議の場を設置



※圏域医療的ケア児等コーディネーター：医療的ケア児等が必要とする多分野にわたる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供に繋げるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児等に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担う。

※長野県難聴児支援センター：きこえに心配のある児又は「難聴」の診断を受けた児とその家族や関係者の支援拠点となる機関。医師、療育支援員（ろう学校教諭）、言語聴覚士等の職員が、医療、保健、福祉、行政等の関係機関と連絡・連携をとり、難聴児やその家族の様々な相談に対応。

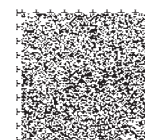
成果目標 6 相談支援体制の充実・強化等

相談支援事業者等は、障害福祉サービス等の利用支援に加え、障がいのある人やその家族が抱える複合的な課題を把握し、関係機関と連携の上、適切なサービスや支援、インフォーマル資源などにつなげることが求められていることから、地域の相談支援体制を充実・強化することが重要です。

そのため、地域の相談支援の中核となる基幹相談支援センターが担うべき役割や設置済み地域の取組を周知し、基幹相談支援センターの設置促進を図るとともに、圏域又は地域自立支援協議会ごとに、相談支援体制の充実・強化等を目指します。

また、地域づくりに向けた各圏域又は地域自立支援協議会の機能をより実効性のあるものとするため、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組を行う体制を確保します。

項目	圏域名	実績 令和4年度	目標 令和8年度
基幹相談支援センターの設置	佐久	圏域で設置	圏域で設置
	上小	圏域で設置	圏域で設置
	諏訪	圏域で設置	圏域で設置
	上伊那	圏域で設置	圏域で設置
	飯伊	設置なし	圏域で設置
	木曾	設置なし	圏域で設置
	松本	松本、安曇野、「塩尻・山形・朝日」、麻績、筑北、生坂で設置	松本、安曇野、「塩尻・山形・朝日」、筑北3村で設置
	大北	圏域で設置	圏域で設置
	長野	千曲・坂城地域で設置	地域自立支援協議会単位で設置
	北信	圏域で設置	圏域で設置



成果目標 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

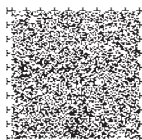
障害福祉サービス等が多様化し、様々な事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法等の基本理念を踏まえ、利用者が真に必要とする質の高い障害福祉サービス等を提供することが必要です。

そのため、県及び市町村の職員は、障害者総合支援法等の関係法令を十分に理解し、障害福祉サービス等の利用状況を把握した上で、請求の過誤をなくすための取組や、事業所から障がいのある人が必要とするサービスの提供が適切に行われているかを検証していくことが重要です。

市町村は、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等に職員が参加する体制や、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、その結果を事業所や関係自治体と共有する体制の構築を目指します。

県は、事業所の指導監査結果を関係市町村と共有する体制の確保を目指します。

項 目		実績 令和4年度	目標 令和8年度
障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築	障害福祉サービス等に係る各種研修への職員の参加	50 市町村で実施	77 市町村で実施
	障害者自立支援審査支払等システム等のデータ分析・共有	30 市町村で実施	49 市町村で実施
	事業所指導監査結果の関係市町村との共有	県において年 1 回実施	県において年 1 回実施



2 障害福祉サービス等の必要な量（活動指標）の見込み等

障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量（活動指標）については、既存の利用者が継続してサービスを利用できること、新規の利用者ができる限り身近な地域で必要なサービスを利用できることを目指し、市町村障害福祉計画・市町村障害児福祉計画で定める見込み量の合計を基本として見込んでいます。

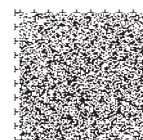
(1) 訪問系サービス

① 必要な量の見込み（各年度1か月あたりの平均）

サービス種類	単位	実績 令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用時間 (時間)	39,139	40,914	41,789	42,732
	利用者数 (人)	2,932	3,051	3,115	3,180
重度訪問介護	利用時間 (時間)	17,021	22,739	25,404	28,149
	利用者数 (人)	84	111	122	136
同行援護	利用時間 (時間)	2,489	3,001	3,237	3,505
	利用者数 (人)	265	313	337	363
行動援護	利用時間 (時間)	12,419	13,321	13,784	14,256
	利用者数 (人)	468	504	524	542
重度障害者等 包括支援	利用時間 (時間)	7,303	8,083	9,324	10,790
	利用単位数	1,071,176	1,166,734	1,315,319	1,476,444
	利用者数 (人)	18	19	22	25

② 見込量確保のための方策

- ・ 圏域で不足しているサービスについて、十分なサービス量が確保できるよう事業所の指定を促進します。
- ・ 県内で居宅介護従業者養成研修等、必要な研修を受けられるよう、指定研修機関の確保に努め、専門的知識と技術を持った質の高い人材の養成を図ります。
- ・ 必要なサービスが提供できるよう、国に十分な予算の確保を要望するとともに、市町村がより充実した事業を行えるよう、他自治体の取組状況などの情報提供を行います。



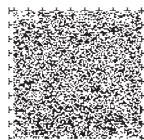
(2) 日中活動系サービス

① 必要な量の見込み（各年度1か月あたりの平均）

サービス種類	単位	実績 令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用日数 (人日)	94,077	98,324	99,994	101,521
	利用者数 (人)	5,239	5,408	5,497	5,575
	重度障がい 者数(人)	1,278	1,317	1,338	1,368
自立訓練 (機能訓練)	利用日数 (人日)	535	786	834	925
	利用者数 (人)	41	61	66	74
自立訓練 (生活訓練)	利用日数 (人日)	2,981	3,188	3,408	3,640
	利用者数 (人)	216	231	250	270
就労選択支援	利用者数			78	124
就労移行支援	利用日数 (人日)	7,261	8,256	8,973	9,564
	利用者数 (人)	431	473	505	537
就労継続支援 (A型)	利用日数 (人日)	21,248	25,218	28,048	31,353
	利用者数 (人)	1,081	1,321	1,489	1,690
就労継続支援 (B型)	利用日数 (人日)	102,186	109,975	113,760	117,590
	利用者数 (人)	6,303	6,662	6,873	7,086
就労定着支援	利用者数 (人)	145	194	232	276
療養介護	利用者数 (人)	396	406	414	421
短期入所 (福祉型)	利用日数 (人日)	3,854	4,985	5,380	5,701
	利用者数 (人)	658	801	857	911
	重度障がい 者数(人)	113	131	141	151
短期入所 (医療型)	利用日数 (人日)	506	632	704	736
	利用者数 (人)	80	103	116	124
	重度障がい 者数(人)	59	71	83	90

② 見込量確保のための方策

- ・ 圏域単位で不足しているサービスについて、十分なサービス量が確保できる



よう事業者の指定を促進するとともに、より身近な場所でサービスの提供が受けられるよう、サービス提供基盤の整備を計画的に支援します。

- 働くことを希望する障がいのある人に対して、障がい特性や能力に応じた多様な就労の場を確保するなど、地域自立支援協議会と連携し、福祉的就労の場の充実を図ります。
- レスパイトケア等を行う短期入所サービスは障がいのある人を在宅で支える家族にとって重要であることから、身近な地域で利用できるよう、事業所の拡充を図ります。
- 医療的ケア等を必要とする障がい児（者）が利用できる通所事業所を拡充するための支援を行い、障がい児（者）が安心して日中活動を楽しめる環境を整備します。
また、在宅で介護する家族の負担軽減を図るため、自立支援協議会や医療的ケア児等支援のための協議の場などと連携を図り、保護者や医療機関等の意向を踏まえた上で、医療型短期入所事業所の整備を促進します。
- 難病患者が必要な障害福祉サービス等を利用できるよう、市町村等関係機関と連携し利用を促進します。
- サービス提供プロセスの管理を行うとともに、サービスを提供する職員の指導等の役割を担うサービス管理責任者の養成研修等を実施し、必要な人材の養成を行います。

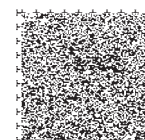
(3) 居住系サービス

① 必要な量の見込み（各年度1か月あたりの平均）

サービス種類	単位	実績 令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	利用者数 (人)	71	89	102	118
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 (人)	3,115	3,353	3,498	3,627
	重度障がい 者数(人)	278	303	324	345
	うち 日中サービス支援型 利用者数 (人)	151	194	213	232
施設入所支援	利用者数 (人)	2,156	2,103	2,080	2,040
地域生活支援拠点等	箇所数 (箇所)	12	13	13	13
	コーディネーター数 (人)	15.5	18.5	18.5	19.5
	検証等 回数(回)	42	43	43	43

② 見込量確保のための方策

- サービス提供基盤の整備を計画的に支援するとともに、国に対して施設整備に必要な予算の確保を要望します。
- 居室の個室化や老朽化した施設の改修等、施設の生活環境の改善を支援しま



す。

- 各圏域の地域生活支援拠点等の機能強化のために、県自立支援協議会を活用して、地域の現状や課題等の把握、好事例の紹介などにより、市町村（圏域）の取組を支援します。

(4) 相談支援

① 必要な量の見込み（各年度1か月あたりの平均）

サービス種類	単位	実績 令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用者数 (人)	4,802	5,271	5,597	5,947
地域移行支援	利用者数 (人)	21	49	56	65
地域定着支援	利用者数 (人)	210	246	273	299

② 見込量確保のための方策

- 国の相談支援従事者研修の受講者を中心に、実践力の高い人材を養成するための研修を実施し、相談支援専門員の資質向上と人材の確保を図ります。
- 障がいのある人が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、専門性の高い相談支援や広域的な支援体制を整備し、地域における市町村の取組を後押しします。

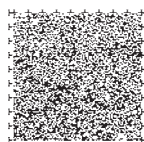
(5) 福祉施設から一般就労への移行等（※「成果目標4（P117）」の活動指標）

① 必要な量の見込み（1年あたり）

事業内容	単位	実績 令和4年度	令和8年度
福祉施設から公共職業安定所への誘導者	人数 (人)	41	59
障がい者に対する職業訓練の受講者	人数 (人)	321	595
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者	人数 (人)	131	294
福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受け就職する者	人数 (人)	185	278

② 見込量確保のための方策

障害者就業・生活支援センターに配置した就業支援ワーカーをはじめ、障害者職業訓練コーディネーターや市町村の相談窓口、特別支援学校、ハローワーク、長野障害者職業センターなど関係機関との連携の強化を図り、就労を希望する全ての障がいのある人に対する相談支援や企業等とのマッチング支援の充実を図ります。



(6) 障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援等

① 必要な量の見込み（各年度1か月あたりの平均）

サービス種類	単位	実績 令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用日数 (人日)	9,739	10,978	11,564	12,141
	利用児童数 (人)	1,340	1,504	1,610	1,727
放課後等 デイサービス	利用日数 (人日)	41,118	48,661	53,324	57,941
	利用児童数 (人)	4,285	5,035	5,465	5,937
保育所等訪問 支援	利用日数 (人日)	265	388	456	514
	利用児童数 (人)	206	282	326	368
居宅訪問型 児童発達支援	利用日数 (人日)	24	72	88	128
	利用児童数 (人)	9	18	22	28
福祉型 障害児入所支援	利用児童数 (人)	18	23	24	25
医療型 障害児入所支援	利用児童数 (人)	99	98	98	98
障害児相談支援	利用児童数 (人)	1,763	2,053	2,273	2,500

② 見込量確保のための方策

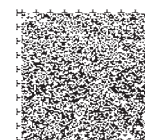
- ・ 障害児通所支援事業者の指定を促進するとともに、必要な基盤整備を計画的に支援します。
- ・ 地域の療育支援の中核的な役割を担う児童発達支援センターの設置を促進します。
- ・ 障がいのある児が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、専門性の高い相談支援や広域的な支援体制を整備し、地域における市町村の取組を後押しします。
- ・ 県自立支援協議会療育部会において、地域連携に係る課題解決に向けた検討を行います。

(7) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

(※「成果目標5 (P119)」の活動指標)

① 必要な量の見込み

内容	実績 令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
コーディネーターの配置人数 (※県及び圏域の合計)	10	21	23	30



② 見込量確保のための方策

令和4年4月に開設した県医療的ケア児等支援センターに、県医療的ケア児等コーディネーター及び医療的ケア児等支援スーパーバイザーを引き続き配置し、圏域（市町村）の取組を支援します。

(8) 発達障がい者に対する支援

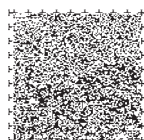
① 必要な量の見込み

内容		実績 令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
発達障がい者支援地域協議会の開催回数		2	2	2	2
発達障がい者支援センターによる相談支援件数		362	300	300	300
発達障がい者支援センターの関係機関への助言件数		123	200	200	200
発達障がい者地域支援マネージャーの関係機関への助言件数		4,094	5,000	5,000	5,000
発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数		123	180	180	180
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者及び実施者数（※）	受講者	738	949	975	994
	実施者	166	198	200	208
ペアレントメンターの人数		88	100	100	100
ピアサポート活動への参加人数（※）		156	173	180	199

※数値を見込めない市町村は、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムやピアサポート活動について学ぶ機会を設け、発達障がい者等への支援に向けた検討を進めます。

② 見込量確保のための方策

- 各ライフステージで発達障がいの発見と支援が切れ目なく行われるよう、発達障がい者支援対策協議会の取組を通して、保健、医療、福祉、教育等各種分野の連携による支援体制の充実を図ります。
- 発達障がい者が身近な地域において切れ目のない一貫した支援を受けられる体制を整えるため、発達障がいサポート・マネージャーを各圏域に配置し、支援者同士の連携強化を図ります。
- 増加する発達障がい児者への支援を充実するため、県発達障がい情報・支援センターの機能強化により、相談支援、人材育成、普及啓発等を行うほか、医学的エビデンスに基づく支援や、医療・教育・福祉など多機能が融合したネットワークづくりを推進します。



(9) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

(※「成果目標2 (P114)」の活動指標)

① 必要な量の見込み

内容	実績 令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障がい者の地域移行支援利用者数	17	42	48	56
精神障がい者の地域定着支援利用者数	107	129	145	163
精神障がい者の共同生活援助利用者数	1,011	1,089	1,130	1,182
精神障がい者の自立生活援助利用者数	34	47	57	69
精神障がい者の自立訓練 (生活訓練)利用者数	152	166	182	197

○ 市町村において見込むもの

(市町村における保健・医療及び福祉関係者による協議の場)

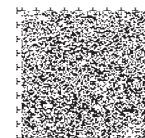
内容	実績 令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場を設ける市町村数	37	57	58	65
開催回数	94	119	121	133
関係者の参加者数	510	565	574	627
評価の実施回数	18	44	47	54

○ 県において見込むもの

内容	実績 令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神病床における退院患者の退院後の行き先(在宅への移行者の数)	300	377	423	474

② 見込量確保のための方策

- ・ 地域相談や自立生活援助の拡充に向けて、集団指導や自立支援協議会の場において制度理解の促進に向けた発信を行います。
- ・ 各圏域の相談支援専門員や保健福祉事務所担当者等が参集する「精神障がい者地域生活支援コーディネーター等連絡会議」を開催し、事例検討や情報交換、課題の検討等を行います。
- ・ 支援者や地域住民等を対象とする研修会等を開催し、支援者の資質向上や知識の普及啓発を図ります。
- ・ 県自立支援協議会精神障がい者地域移行支援部会を開催し、情報共有や課題の検討等を行います。



(10) 相談支援体制の充実・強化のための取組（※「成果目標6（P120）」の活動指標）

① 必要な量の見込み

○ 市町村において見込むもの

（基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化）

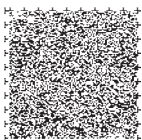
内容		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターを設置する圏域数		10		
地域の相談支援体制の強化（基幹相談支援センターによる）	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の回数	644	752	849
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援を行う回数	372	374	376
	地域の相談機関との連携強化の取組を行う回数	203	211	220
	個別事例の支援内容の検証の実施回数	183	189	192
	主任相談員の配置人数	76	88	97

（協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善）

内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事例検討実施回数	112	114	117
参加事業者数	590	620	650
専門部会設置数	83	84	85
専門部会実施数	419	423	426

② 見込量確保のための方策

- ・ 相談支援について指導的役割を果たす「主任相談支援専門員」の養成を行い、基幹相談支援センターや相談支援事業所等への計画的な配置を支援します。
- ・ 県自立支援協議会を活用し、市町村、地域自立支援協議会、保健福祉事務所の担当者等を参集し、全県で情報交換する場を設け、圏域及び市町村の相談支援体制を強化するための後方支援を行います。



(11) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

(※「成果目標7 (P121)」の活動指標)

① 必要な量の見込み

○ 市町村において見込むもの

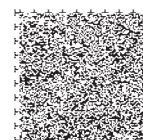
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等に職員が参加する体制や障害者自立支援審査支払等システム等のデータを分析し、その結果を事業所や関係自治体と共有する体制を構築します。

内容		実績 令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	市町村数	50	77	77	77
	参加人数	310	295	297	301
障害者自立支援審査支払等システム等のデータ分析・共有	市町村数	30	44	47	49
	実施回数	204	249	254	257

○ 県において見込むもの

事業所の指導監査結果を関係市町村と共有する体制を構築します。
また、相談支援専門員及びサービス管理責任者等を計画的に養成します。

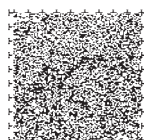
内容		実績 令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業所指導監査結果の 関係市町村との共有	実施方法	事業所指導監査結果の概要を関係市町村に周知			
	実施回数	年1回			



内容		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
相談支援専門員研修	初任	修了者数	60	60	60
	現任		80	80	80
	主任		20	20	20
相談支援専門員への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数		実施回数	1	1	1
		修了者数	80	80	80
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修	基礎	修了者数	300	300	300
	実践		250	250	250
	更新		420	420	420
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数		実施回数	1	1	1
		修了者数	50	50	50

② 見込み量確保のための方策

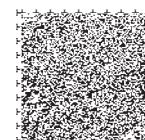
- ・ 市町村がデータ分析や事業所への運営指導を効果的・効率的に実施できるよう、研修の実施や合同での運営指導を行います。
- ・ 指定研修機関と連携し、指定障害福祉サービス事業所への研修の周知を行うとともに、集団指導等においてサービス管理責任者の資格要件や配置要件等の指導を徹底します。
- ・ 相談支援専門員の現任研修において、意思決定支援に関する研修を行います。



(12) 障害福祉サービス等の基盤整備

県と市町村の協働により、障害福祉サービス等の基盤整備を計画的に行っていきます。

サービス種類	単位	令和4年度 実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	事業所数	241	260	264	268
(うち通所のみ)	事業所数	182	200	205	210
就労選択支援	事業所数	—	—	9	14
自立訓練(機能訓練)	事業所数	2	7	7	8
自立訓練(生活訓練)	事業所数	30	32	33	36
就労移行支援	事業所数	57	59	60	62
就労継続支援(A型)	事業所数	72	82	93	103
就労継続支援(B型)	事業所数	321	332	339	344
就労定着支援	事業所数	29	33	36	39
療養介護	事業所数	7	8	8	8
短期入所(福祉型)	事業所数	146	169	170	176
短期入所(医療型)	事業所数	18	20	20	20
自立生活援助	事業所数	17	21	23	24
共同生活援助	住居数	691	720	741	760
うち日中サービス支援型		19	22	23	24
施設入所支援	事業所数	59	59	59	59
特定相談支援	事業所数	306	318	329	342
一般相談支援 (地域移行支援)	事業所数	77	82	84	89
一般相談支援 (地域定着支援)	事業所数	77	84	87	92
児童発達支援	事業所数	150	162	168	175
放課後等デイサービス	事業所数	277	309	330	352
保育所等訪問支援	事業所数	45	46	48	49
居宅訪問型児童発達支援	事業所数	8	10	10	11
福祉型障害児入所施設	事業所数	1	1	1	1
医療型障害児入所施設	事業所数	5	5	5	5
障害児相談支援	事業所数	230	245	256	267



(13) 障がい者・児支援の質の向上のための取組

① サービスの提供に係る人材の養成

- サービス管理責任者養成研修及び児童発達支援管理責任者養成研修
 - ・ 個々の利用者の初期状態の把握、個別支援計画の作成、定期的な評価等の一連のサービス提供プロセス全般に関する責任を負い、サービスの質の向上を図る役割を担う、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者を養成します。

- 相談支援従事者養成研修
 - ・ 国の相談支援従事者研修の受講者を中心に、実践力の高い人材を養成するための研修を実施し、相談支援専門員の資質向上と人材の確保を図ります。
 - ・ 相談業務のマネジメント、スーパーバイズ、地域課題を把握した上での社会資源の開拓などを担う「主任相談支援専門員」の養成を行います。

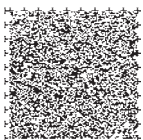
- サービス従業者に対する研修
 - ・ 福祉サービスを支える人材の確保と質の向上を目指し、長野県版「キャリアパス・モデル」に基づき、施設・事業所職員の職種やキャリアに応じた研修を実施します。

- 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修
 - ・ 必要なケアをより安全に提供するため、適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等を養成します。

- 同行援護従業者養成研修
 - ・ 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人等に対して、外出時に同行して移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護、その他外出する際に必要な援助に関する知識及び技術を有する従業者を養成します。

- 行動援護従業者養成研修
 - ・ 知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある人等であって、常時介護を要する人が行動の際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等に関する知識、技術を有する従業者を養成します。

- 強度行動障がい支援者養成研修
 - ・ 強度行動障がいのある人に適切にサービスが提供されるよう、指定研修事業者と連携して福祉施設職員等を対象とした研修を実施し、強度行動障がいに関する専門的な知識や支援技術等を有する人材を養成します。



- 医療的ケア児等支援に対する研修
 - ・ 医療的ケア児等に多職種連携による適切な支援を行えるよう、多職種の支援者を対象に専門的な知識や支援技術を習得する研修を行い、多職種の支援者を養成します。
- 高次脳機能障害研修
 - ・ 当事者やその家族、医療・福祉関係者及び県民に高次脳機能障害に対する理解を深めていただくことを目的とし、様々なテーマの研修会を開催します。

② 障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価等

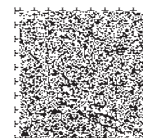
- ・ 各事業所等におけるサービスの質の向上に向けた取組を促進するため、事業者に対して福祉サービス第三者評価の受審を働きかけます。
- ・ 障害福祉サービスの内容等を公表する情報公表制度を活用し、利用者がサービスを選択する際の参考とするとともに、事業者のサービスの質の向上を図ります。

③ 障害福祉サービス事業所等に対する指導監査

- ・ 障害福祉サービスを提供する事業所等に対して、自立支援給付の適正化とサービスの質の向上を目的に、集団指導及び運営指導を行います。また、新規指定事業所については、指定後早期に運営指導を行います。
- ・ 不正な行為や基準違反の疑いのある施設等に対しては迅速かつ重点的に監査を実施し、不正が確認された場合は、指定取消等により厳正に対処します。

(14) 関係機関との連携に関する事項

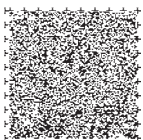
- ・ 成果目標の達成及び障害福祉サービス等の必要な見込量を確保するため、分野横断的な関係機関とのネットワークづくりなどによる包括的な支援体制の構築を目指します。
- ・ 障がいのある人の就業・生活面の一体的な相談支援を行う障害者就業・生活支援センターによる個別支援を強化し、地域の就労支援機関と連携しながら就労支援及び就労後の職場定着を図ります。
- ・ 県関係部局や関係機関・団体等との連携を強化し、「農福連携」の取組を促進する等、様々な分野における障がいのある人の就労の場の創出及び拡大に取り組めます。
- ・ 県自立支援協議会の活動を通じて、医療・保健・福祉・就労・教育等関係機関の協働によるライフステージに応じた支援体制や障がいのある人やその家族を地域全体で支える仕組みの更なる充実に向けて、地域共生社会の実現に向けた地域づくりや柔軟なサービス提供体制について学ぶ場を設けるなど、市町村や圏域の取組の後方支援を行います。
- ・ 各ライフステージで発達障がいの発見と支援が切れ目なく行われるよう、発達障がい者支援対策協議会の取組を通して、保健、医療、福祉、教育等各種分野の連携による支援体制の充実を図ります。



- 精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、圏域ごとに設置する保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を強化します。
- 難病患者等の安定的な療養生活の実現のため、各保健福祉事務所（保健所）、長野県難病相談支援センターや関係機関が連携して難病患者等の療養上の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談支援を行います。また、難病対策連絡会議や地域の難病対策地域協議会における医療・福祉・就労部門等の多分野の関係者での協議を通じて、療養支援体制の維持向上に努めます。
- 医療的ケア児等が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉・保育・教育、労働等の関係機関の連携体制の構築に向けて取り組みます。

(15) 障害福祉サービス等の円滑な実施の確保のために必要な事項

- 障がい者に対する虐待の防止
 - 県内全ての市町村において設置されている、障がい者虐待に係る通報等の窓口となる「市町村障がい者虐待防止センター」と連携を図りながら虐待防止や早期発見、早期対応に努めます。
 - 市町村に対する助言や、障害福祉サービスの従事者等に対する研修会及び出前講座を実施し、障がい者虐待の防止に努めます。
- 障がいを理由とする差別の解消
 - 障がい者差別解消支援地域協議会（長野県障がい者虐待防止・差別解消連携会議や圏域及び市町村が設置する協議会）を活用し、関係機関・団体との連携のもと、虐待防止・差別解消に取り組みます。
- 障害福祉サービス等利用者の権利擁護の推進
 - 各事業所等が設けている苦情解決の仕組みが、施設利用者にとって公平・公正で透明性が確保されたものであり、解決に向け迅速な対応が行われ、施設内での情報共有が図られるなど、適正に運営されるように支援します。
 - 全ての事業所等において、利用者の身体拘束や虐待等を防止する仕組みを確立し、施設利用者の人権が保障されるよう、運営指導や集団指導等により事業者に対する指導を徹底します。
- 意思決定支援の促進
 - 障害福祉サービスの利用等の提供に係る意思決定支援ガイドラインを踏まえ、相談支援専門員やサービス管理責任者等の研修に意思決定支援の手法等を取り入れます。



3 地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は、障がいのある人が、自立した日常生活又は社会生活を送ることができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

県は、専門性の高い相談支援事業や広域的な支援を必要とする事業を実施します。

(1) 県が行う事業

① 専門性の高い相談事業

○ 発達障がい者支援センター運営事業

増加する発達障がいのある人への支援を充実するため、県発達障がい情報・支援センターの機能強化により、相談支援、人材育成、普及啓発等を行うほか、医学的エビデンスに基づく支援や、医療・教育・福祉など多機能が融合したネットワークづくりを推進します。

事業量の見込み

単 位	実績 令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数	1	1	1	1
実利用者数	362	300	300	300

○ 障害者就業・生活支援センター運営事業

障がいのある人に対する就業面の支援と生活面の支援を一体的に行うため、各圏域に「障害者就業・生活支援センター」を設置し、委託により支援事業を実施します。

事業量の見込み

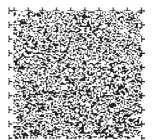
単 位	実績 令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数	10	10	10	10
実利用者数	4,939	5,300	5,650	6,000

○ 高次脳機能障害支援普及事業

高次脳機能障害のある人に対する相談支援、地域支援ネットワークの構築、普及啓発及び研修事業を行います。

事業量の見込み

単 位	実績 令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数	4	4	4	4
実利用者数	461	400	400	400



○ **障がい児等療育支援事業**

在宅の障がいのある児及びその家族の地域生活を支援するため、専門職の支援チームによる巡回相談や訪問健康診査、専門的な療育相談や療育指導、施設職員に対する療育技術指導を実施します。

事業量の見込み

単 位	実績 令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
療育コーディネーター配置人数	13	13	13	13

② **専門性の高い意思疎通支援者の養成研修事業**

○ **手話通訳者・要約筆記者養成研修事業**

身体障がい者福祉の概要や手話通訳又は要約筆記の役割・責務等について理解し、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者並びに要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者を養成します。

事業量の見込み

単 位	実績 令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者登録者数	166	167	168	169
要約筆記者登録者数	119	120	121	122

○ **盲ろう者通訳・介助員養成研修事業**

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者通訳・介助員を養成します。

事業量の見込み

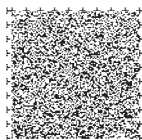
単 位	実績 令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
通訳・介助員登録者数	56	62	68	74

○ **失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業**

失語症者の意思疎通を支援するため、意思疎通支援者を養成します。

事業量の見込み

単 位	実績 令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
失語症向け意思疎通支援者登録者数	25	31	37	38



③ 専門性の高い意思疎通支援者の派遣事業

○ 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚障がいのある人の自立と社会参加を図るため、市町村域を越える広域的な対応が必要な場合、複数市町村の住民が参加する障がい者団体等の会議、研修、講演等、市町村での対応が困難な場合等に、手話通訳者又は要約筆記者を派遣します。

事業量の見込み

単 位	実績 令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
派遣回数	50	50	50	50

(注) 県設置の手話通訳事務員による派遣は上記件数に含まない。

○ 盲ろう者通訳・介助員派遣事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者通訳・介助員を派遣します。

事業量の見込み

単 位	実績 令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
派遣回数	71	71	71	71

○ 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業

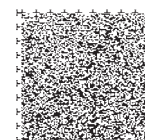
失語症者の自立と社会参加を促進するため、多様なニーズや場面に応じた意思疎通の支援を行える失語症者向け意思疎通支援者の派遣の実現に向けて、失語症者向け意思疎通支援者の養成に重点的に取り組みながら、ニーズの把握と派遣体制の構築について検討します。

④ 意思疎通支援者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業

市町村域又は都道府県域を越えた広域的な派遣を円滑に実施するため、市町村間では派遣調整ができない場合には、県が市町村間の派遣調整を行います。

事業量の見込み

単 位	実績 令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
派遣調整の実施の有無	有	有	有	有



⑤ 広域的な支援

○ 精神障がい者地域生活支援広域調整等事業

精神障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な広域調整、専門性が高い相談支援を行います。

事業量の見込み

単 位	実績 令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業評価委員会開催回数	2	2	2	2
協議会開催回数	80	80	80	80

○ 地域移行・地域生活支援事業

精神疾患が疑われる未受診の人等に対して、地域の医療機関等と連携して訪問相談等を実施するとともに、アウトリーチチームの設置について検討します。

事業量の見込み

単 位	実績 令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ピアサポーター数	90	105	110	115

○ 災害時心のケア体制整備事業

災害時の心のケアについては、関係機関と連携しながら必要な相談対応等を行います。

⑥ 発達障がい者支援地域協議会による体制整備事業

各ライフステージで発達障がいの発見と支援が切れ目なく行われるよう、発達障がい者支援対策協議会の取組を通して保健、医療、福祉、教育等各種分野の連携強化を図ります。

事業量の見込み

単 位	実績 令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議会開催回数	2	2	2	2

(2) 市町村が行う事業

必須事業を実施していない市町村に対しては、事業化に向けて必要な情報提供や助言等を実施し、市町村が地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により、効率的・効果的に事業を実施できるよう支援します。

